

## 生命共済のお取扱い

### 加入資格・条件

- 熊本県商工会議所連合会に所属する商工会議所会員(特別会員を含む)の役員・事業主・従業員(家族従業員を含む)で令和5年5月1日現在年齢が14歳6か月を超え70歳6か月までの方で、加入(増額)することに同意した方が加入できます。ただし、65歳6か月を超える方はAコースのみとします。なお、70歳6か月を超える方は75歳6か月まで更新のみできます。  
 コース制限 新しく加入する場合
  - ・年齢が14歳6か月を超え65歳6か月までの方……Aコース～Eコース
  - ・年齢が65歳6か月を超え70歳6か月までの方……Aコースのみ
 更新継続する場合(更新時5月1日時点において)
  - ・年齢が65歳6か月までの方……Aコース～Eコース
  - ・年齢が65歳6か月を超え70歳6か月までの方……Aコースのみ
  - ・年齢が70歳6か月を超え75歳6か月までの方……Aコースおよび71歳以降特別コース
- 新規加入または増額を申込まれる方は、申込日(告知日)現在、正常に就業している方\*4に限り、次の留意事項を必ずお読みください。加入申込書兼告知書または保険金額変更申込書兼告知書にて告知されますようお願いいたします。

過去1年以内の健康状態	告知事項	①加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、別表の病気やけがで、手術を受けたことまたは継続して14日以上入院をしたことがありますか。
	留意事項	●手術とは、切開術に限らず、内視鏡(ファイバースコープ)・カテーテルレーザー・光線・超音波・温熱療法・放射線療法・体外衝撃波療法なども該当します。また、日帰り手術も上欄の告知事項に該当します。 ●継続して14日以上入院し、とは、転医、転科を含めて1日も途切れず連続して14日以上入院された場合をいいます。
	告知事項	②加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、別表の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。
	留意事項	●「14日以上にわたる」とは、合併症・続発症を含む一連の傷病で、転医、転科を含めて初診から終診までの医師による治療・投薬を受けていた期間をいいます。(実際の診療日数ではありません) ●「治療」には診察、検査および食事療法・運動療法も含まれます。

**別表** 心臓病(心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症)、高血圧症\*5、脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)、精神障害、てんかん、肺炎腫、肺結核、すい臓炎、肝臓病(肝炎・肝硬変)、腎臓病(腎炎・ネフローゼ・腎不全)、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

- 各商工会議所を脱退された場合など加入資格を失われた場合には、加入を継続できませんのですみやかに脱退手続きをお取りください。
- 各商工会議所会員入会申込みと同時に(同日)に本共済制度のお申込みをされた場合、万が一入会できなかった際は本共済制度にもご加入できません。  
 \*4 申込日(告知日)現在、正常に就業している方は加入(増額)申込日(告知日)現在、次の状態にある者を除いた方です。
  - ・傷病により公休・休暇などで欠勤している方
  - ・健康上の理由で勤務の特別取扱を受けている方(「勤務の特別取扱」とは、労働時間の短縮、時間外労働の制限、労働負荷の制限など)
 \*5 医師の治療・投薬の有無に関わらず、直近の血圧値が最大値150mmHg以上かつ最小値90mmHg以上に限り告知事項に該当します。

### 加入者票の発行

加入者に対しては、「定期保険(団体型)加入者(被保険者)票」を発行します。

### 保険金などの受取人・請求

- 保険期間中に加入者(被保険者)がお支払事由に該当されたとき、保険金などをお支払いします。所定の書類により請求手続をおこなってください。なお、保険金などのお支払事由に該当された場合だけでなく、保険金などのお支払いの可能性があると認められる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに各商工会議所にご連絡ください。
- 保険金などの受取人は、加入申込書兼告知書の「保険金・給付金受取人指定」欄から加入者(被保険者)の同意を得て指定していただいた方とします。保険期間中に加入者が死亡された場合は、遺族の了解を得て請求手続をおこなってください。また、所定の高度障害状態に陥られたとき、不慮の事故で入院されたときなどは、加入者の了解を得てご請求ください。お支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。高度障害保険金が支払われた場合には、死亡保険金を重複してお支払いしません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その後、高度障害保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。この場合、当生命共済からは脱退となるため、脱退後にお支払事由に該当してもその他の保険金などと同様に商工会議所連合会独自の給付制度のお支払いはありません。
- 商工会議所連合会独自の給付制度の受取人は事業主です。各商工会議所に備え付けの書類により請求手続をおこなってください。

### 保険期間

保険期間は1年間(令和5年5月1日～令和6年4月30日)で、毎年自動的に更新されます。

### 加入日(効力発生日)

加入申込月の翌々月1日から効力が発生します。

### 加入(増額)・脱退手続

加入(増額)の場合は、所定の加入申込書兼告知書(保険金額変更申込書兼告知書)により、各商工会議所にお申込みください。加入者がこの制度から脱退される場合は、各商工会議所にご連絡ください。なお、脱退されてもそれに伴う払戻金などはありません。

### 掛金のお払込み

初回掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、申込取消とみなします。ご加入後掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、最後に振り替えられた月の翌末日をもって脱退となり、以後の保障はなくなります。

### 配当金

定期保険(団体型)部分(特約を含む)について、1年ごとに収支計算をおこない剰余金が生じた場合には、契約者に配当金としてお返しいたします。

## 税法上のお取扱い

契約形態				税法上の根拠
契約者	被保険者	死亡保険金受取人	掛金	
法人	役員・従業員	法人	損金算入	法基通9-3-5 所基通36-31の2
		被保険者の遺族	損金算入(*1)	
個人事業主	事業主	事業主の遺族	必要経費とならない	直審3-8 所基通36-31の2
	従業員 (生計を一にしない親族を含む)	事業主 被保険者の遺族	必要経費	

(\*1) 役員または部長、その他特定の従業員(これらの者の親族を含む)のみを被保険者とし、死亡保険金の受取人を被保険者の遺族としている場合は、当該役員または従業員に対する給与扱いとなり、個人の課税対象となります。

記載の税務についてのお取扱いは令和5年1月現在の税制に基づいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

## 生命共済制度ご加入のみなさまの健康・介護、経営、暮らしをサポートする! アクサの付帯サービス

<h3>① ストレスチェック機関紹介・取次サービス</h3> <p>全国のストレスチェック実施施設を Web・お電話でご紹介いたします。</p>	<h3>④ 健診機関紹介・取次サービス</h3> <p>全国の提携健診施設を Web・お電話でご紹介いたします。</p>
<h3>② メンタルサポートサービス</h3> <p>臨床心理士を中心とした心理カウンセラーなどの「心の専門家」が電話を通じてカウンセリングを提供します。</p>	<h3>⑤ 健康電話相談サービス</h3> <p>気になる症状や育児・介護のご相談や、医療機関情報など、専門の相談員が24時間対応いたします。</p>
<h3>③ 禁煙外来紹介サービス</h3> <p>全国15,000施設以上の医療機関を Web・お電話でご紹介いたします。</p>	<h3>⑥ 人間ドック・PET 検診サービス</h3> <p>地域、検査内容、料金などお客様のご希望に合う施設を全国の提携施設から割引料金でご案内いたします。</p>

※サービス内容について詳しくは、別紙をご覧ください。

### 加入者(被保険者)のみなさまへ

定期保険(団体型)は契約者:熊本県商工会議所連合会、被保険者:熊本県商工会議所連合会に所属する商工会議所の会員の役員・事業主・従業員、保険料負担者:熊本県商工会議所連合会に所属する商工会議所の会員という契約形態による、保険期間1年の定期保険です。ご加入にあたっては、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および当パンフレット記載の内容をご確認ください。なお、ご加入保険金額は加入申込書兼告知書記載の金額です。「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」、当パンフレット、加入申込書兼告知書をあわせてご確認ください。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。 生命保険契約者保護機構 <https://www.seihohogo.jp/> TEL 03-3286-2820

■このパンフレットは令和5年1月時点の制度内容に基づき記載しております。制度内容は将来変更されることがあります。

[お問合せ先]

## 熊本県商工会議所連合会

熊本商工会議所 TEL 096-354-6688	八代商工会議所 TEL 0965-32-6191	荒尾商工会議所 TEL 0968-62-1211
人吉商工会議所 TEL 0966-22-3101	水俣商工会議所 TEL 0966-63-2128	本渡商工会議所 TEL 0969-23-2001
玉名商工会議所 TEL 0968-72-3106	山鹿商工会議所 TEL 0968-43-4111	牛深商工会議所 TEL 0969-73-3141

[定期保険(団体型)引受保険会社]

	アクサ生命保険株式会社	〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL 03-6737-7777(代表)
---	-------------	---

[取扱店]

AXA-A1-2302-0007/650

## 会員事業所のみなさまへ

# 生命共済

ご加入  
のすすめ

入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付 定期保険(団体型)  
熊本県商工会議所連合会独自の給付制度(見舞金・祝金・記念品制度)

福利厚生制度に  
ご活用いただけます

ご留意  
ください

熊本県商工会議所連合会独自の見舞金等の給付制度と同商工会議所連合会がアクサ生命保険株式会社と締結した定期保険(団体型)\*を組み合わせた保障プラン名称が生命共済です。それぞれを個別にご加入いただくことはできません。

\*入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付 定期保険(団体型)

1年更新で医師の 診査なし

業務上・業務外を問わず 24時間保障

毎年収支計算し剰余金があれば 配当金も!

商工会議所連合会独自の 給付制度も!



**【ご意向に沿った商品内容が必ずご確認ください】**  
重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)ならびに「当パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料等が、お客様ご自身の意向に沿った内容となっているかを必ずご確認のうえ、お申込みください。  
※このパンフレットはお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。

熊本県商工会議所連合会